

区立児童相談所開設に向けた準備状況について

区では、区立児童相談所の開設に向けて、「児童相談所設置等に関する検討委員会」（以下、「検討委員会」という。）を設置し、児童相談体制の見直しや施設等に関する具体的な検討を進めています。今般、有識者及び関係機関からの意見聴取等を踏まえ、施設の設計に必要な事項等を検討・整理しましたので、現時点での準備状況を報告します。

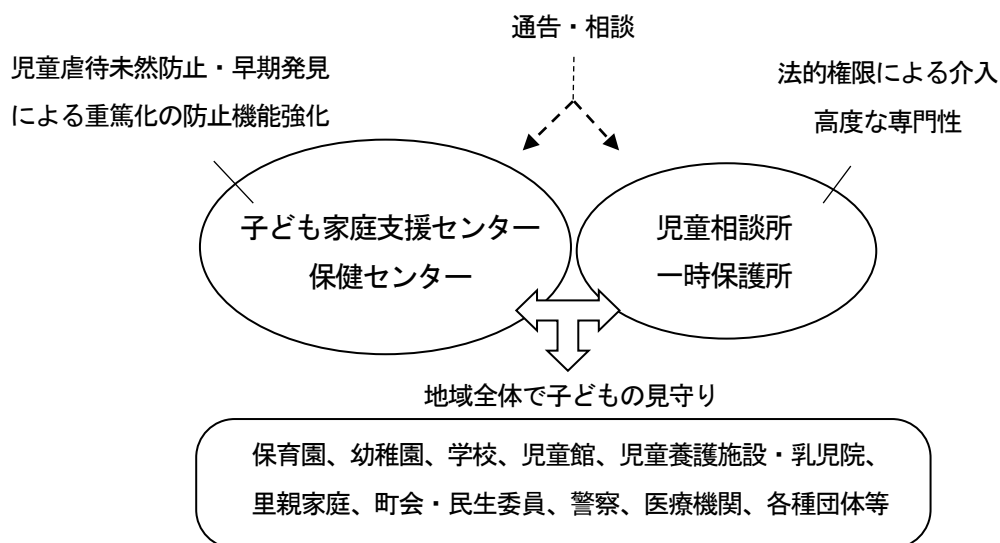
1 区立児童相談所の基本的考え方（目指す姿）

児童福祉法の理念に則り、区民に身近な基礎的自治体として、子どもの権利が保障され、その最善の利益が優先される「すべての子どもたちが、自分らしく生きることができるまち」の実現を目指す。

2 区立児童相談所設置後の児童相談体制

- 子ども家庭支援センターは、児童相談所設置後も存続し、保健センター・児童相談所と緊密に連携する。
- 児童虐待の未然防止・早期発見による重篤化の防止機能を強化する。
- 地域における見守り機能を強化するため、保育園、児童館、医療機関、区内の児童養護施設、乳児院等との連携を深める。

※児童相談体制イメージ図



3 施設整備の考え方と主な設備

- 児童相談所は、国の「児童相談所運営指針」に定める必要な諸室の確保に努める。
- 一時保護所は、国の「一時保護ガイドライン」等に基づき必要な設備を設けることとし、居室は、安全・安心に過ごすことができる環境への配慮や、ケアの困難度が高い子どもの入所に適切に対応できるよう個室とする。

	主な利用者向け設備	主な職員向け設備
児童相談所	待合室②、授乳室、面接室⑤、司法面接室、家族療法室、医務室、心理相談室③、心理観察室、プレイルーム・観察室	所長室、事務室、男女更衣室、職員休憩室、会議室、里親事業事務室、文書・物品倉庫、災害備蓄倉庫、機械室、ごみ集積場、駐輪場
一時保護所	<全施設入所者向け設備> 調理室・食堂、医務室、面接室②、体育室、洗濯室、リネン室、衣類保管庫 <学齢期児童向け設備> ラウンジ、居室⑫、静養室③、浴室・脱衣室（個室UB）④、学習室②、学習準備室 <就学前児童向け設備> 居室、幼児ラウンジ、静養室①、保育室、風呂、外遊びスペース	事務室、男女更衣室、職員休憩室、入所時所持品格納庫、警備員室、倉庫

4 児童相談所及び一時保護所の配置人数（予定）

- 現時点で、児童相談所には、児童福祉司、児童心理司、事務職等の職員を計73名、一時保護所には、児童指導員、保育士等の職員を計30名、合計103名の配置を予定する。
- なお、今後の児童虐待対応件数により、配置人数等の見直しを行う。

5 今後のスケジュール（予定）

- 令和4年度～6年度 施設基本設計・実施設計
- 5年度～ 児童相談所設置市事務に関する検討
- 6年度～ 既存施設解体・建設工事、東京都との事前協議
- 7年度 児童相談所設置市の政令指定要請、区議会に児童相談所設置条例案を提案
- 8年度 児童相談所及び一時保護所開設

6 その他

- 検討委員会で検討した内容は、都との事前協議及び国への政令指定要請に必要となる計画書案（杉並区児童相談所設置・運営方針及び計画案）として取りまとめ、令和8年3月を目途に策定する。
- なお、検討状況については、適宜、保健福祉委員会等へ報告する。